

給水装置工事施行基準 新旧対照表 (平成24年6月1日 一部改正)

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>【表 紙】</p> <p>給水装置工事施行基準</p> <p>2011</p> <p>鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p>給水装置工事施行基準</p> <p>2011 (2012.6 改正版)</p> <p>鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p>表紙に改正年月を追記</p>

改 正 前	改 正 後	備 考
<p>【目次】</p> <p style="text-align: center;">— 目 次 —</p> <p>第1章 給水装置の概要</p> <p>第1節 給水装置の概要</p> <p>1 水道の目的 1</p> <p>2 給水装置の定義 1</p> <p>3 配水施設と給水装置 1</p> <p>4 給水装置の種別 2</p> <p>5 給水装置工事の種類 2</p> <p>6 給水装置工事に際しての留意点 2</p> <p>第2節 指定給水装置工事事業者</p> <p>1 指定給水装置工事事業者制度 4</p> <p>2 指定給水工事業者の責務 4</p> <p>3 主任技術者の役割 4</p> <p>4 給水装置工事記録の保存 4</p> <p>第3節 給水装置工事の管理</p> <p>1 工程管理 6</p> <p>2 品質管理 7</p> <p>3 安全管理等 8</p> <p>第2章 手続</p> <p>第1節 市民と指定給水工事業者</p> <p>1 指定給水工事業者が施行する給水装置工事 10</p> <p>2 工事の受注 10</p> <p>3 完成した給水装置の引渡し 11</p> <p>第2節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認 13</p> <p>第3節 設計審査</p> <p>1 設計審査の申込方法 15</p> <p>2 審査項目 16</p> <p>3 手数料等の納入 16</p> <p>4 工事の着手 16</p> <p>5 工事変更等の取扱い 16</p> <p>第4節 指定給水工事業者の自主検査</p> <p>1 検査項目 18</p> <p>2 自主検査チェックリスト 18</p> <p>第5節 工事検査</p> <p>1 工事検査の申込方法 19</p> <p>2 検査の種類 19</p>	<p style="text-align: center;">— 目 次 —</p> <p>第1章 給水装置の概要</p> <p>第1節 給水装置の概要</p> <p>1 水道の目的 1</p> <p>2 給水装置の定義 1</p> <p>3 配水施設と給水装置 1</p> <p>4 給水装置の種別 2</p> <p>5 給水装置工事の種類 2</p> <p>6 給水装置工事に際しての留意点 2</p> <p>第2節 指定給水装置工事事業者</p> <p>1 指定給水装置工事事業者制度 4</p> <p>2 指定給水工事業者の責務 4</p> <p>3 主任技術者の役割 4</p> <p>4 配管技能者等の配置 4</p> <p>5 給水装置工事記録の保存 5</p> <p>第3節 給水装置工事の管理</p> <p>1 工程管理 6</p> <p>2 品質管理 7</p> <p>3 安全管理等 8</p> <p>第2章 手続</p> <p>第1節 市民と指定給水工事業者</p> <p>1 指定給水工事業者が施行する給水装置工事 10</p> <p>2 工事の受注 10</p> <p>3 完成した給水装置の引渡し 11</p> <p>第2節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認 13</p> <p>第3節 設計審査</p> <p>1 設計審査の申込方法 15</p> <p>2 審査項目 16</p> <p>3 手数料等の納入 16</p> <p>4 工事の着手 16</p> <p>5 工事変更等の取扱い 16</p> <p>第4節 指定給水工事業者の自主検査</p> <p>1 検査項目 18</p> <p>2 自主検査チェックリスト 18</p>	<p>第1章第2節に新たな4項を追加したため、目次の整理</p> <p>以下、目次は全てずれたため修正</p>

改正前	改正後	備考
<p>【4ページ】</p> <p>第2節 指定給水装置工事事業者</p> <p>1 指定給水装置工事事業者制度</p> <p>給水装置は、管理者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は、管理者が配水した水と一体のものである。従って、仮に給水装置の構造・材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水の供給を受けられなくなり、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。</p> <p>そのため、給水装置工事の技術力を確保することは非常に重要である。</p> <p>指定給水装置工事事業者制度は、指定給水工事事業者の責任施工を前提としている。責任施工の確保には、指定給水工事事業者の施行する全ての工事に主任技術者が直接各々の職場を担当する体制が備わっていることが必要であり、管理者は指定給水工事事業者に対し、主任技術者の常時雇用を義務付けている。</p> <p>2 指定給水工事事業者の責務</p> <p>指定給水工事事業者は、指定給水工事事業者の施行範囲、施行方法及び手続き等について本市が条例及び施行規程等で定めた事項に従い、誠実に給水装置工事を施行しなければならない。このことは、指定給水装置工事事業者制度の趣旨からして当然のことである。</p> <p>また、「誠実施行義務」とは、指定給水工事事業者の責任施工を前提としたものであり、単に条例、規程等及び管理者の指示に従い工事を施行しなければならないということにとどまらず、具体的及び直接的に管理者の指示がなくとも市民の要望を満たす工事を施行しなければならないという専門家としての誠意をも含むものである。</p> <p>3 主任技術者の役割</p> <p>主任技術者は、施行令第5条に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合している製品を使用し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係機関等との間の調整と手続きなどを熟知していなければならない。</p> <p>また、給水装置工事に従事する従業員等に対して給水装置工事に係る技術的な指導監督を十分に行うとともに、給水装置工事の適正を確保するための技術の要として役割を果たさなければならない。</p> <p>4 給水装置工事記録の保存</p> <p>指定給水工事事業者は、指定給水工事事業者規程12条第6項に基づき、施行した給水装置工事の施主の氏名又は名称、施工場所、施工年月日、その工事の技術上の管理を行った主任技術者の氏名、竣工図、使用した材料のリストと数量、工程ごとの構造・材質基準への適合性確認の方法及びその結果、竣工検査の結果についての記録を整備し、3年間保存しなければならない。</p>	<p>第2節 指定給水装置工事事業者</p> <p>1 指定給水装置工事事業者制度</p> <p>給水装置は、管理者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は、管理者が配水した水と一体のものである。従って、仮に給水装置の構造・材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水の供給を受けられなくなり、公衆衛生上の大きな被害が生ずるおそれがある。</p> <p>そのため、給水装置工事の技術力を確保することは非常に重要である。</p> <p>指定給水装置工事事業者制度は、指定給水工事事業者の責任施工を前提としている。責任施工の確保には、指定給水工事事業者の施行する全ての工事に主任技術者が直接各々の職場を担当する体制が備わっていることが必要であり、管理者は指定給水工事事業者に対し、主任技術者の常時雇用を義務付けている。</p> <p>2 指定給水工事事業者の責務</p> <p>指定給水工事事業者は、指定給水工事事業者の施行範囲、施行方法及び手続き等について本市が条例及び施行規程等で定めた事項に従い、誠実に給水装置工事を施行しなければならない。このことは、指定給水装置工事事業者制度の趣旨からして当然のことである。</p> <p>また、「誠実施行義務」とは、指定給水工事事業者の責任施工を前提としたものであり、単に条例、規程等及び管理者の指示に従い工事を施行しなければならないということにとどまらず、具体的及び直接的に管理者の指示がなくとも市民の要望を満たす工事を施行しなければならないという専門家としての誠意をも含むものである。</p> <p>3 主任技術者の役割</p> <p>主任技術者は、施行令第5条に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合している製品を使用し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係機関等との間の調整と手続きなどを熟知していなければならない。</p> <p>また、給水装置工事に従事する従業員等に対して給水装置工事に係る技術的な指導監督を十分に行うとともに、給水装置工事の適正を確保するための技術の要として役割を果たさなければならない。</p> <p>4 配管技能者等の配置</p> <p>指定給水工事事業者は、施行規則第96条第2号及び指定給水工事事業者規定第12条第2号に基づき、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させなければならない。</p>	<p>第3項の次に『配管技能者等の配置』の項を追加</p>

改正前	改正後	備考
<p>【5ページ】</p> <p>この記録については特に様式が定められているものではない。従って、管理者に給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することもできる。また、電子記録を活用することもできるので、事務の遂行に最も都合がよい方法で記録を作成して保存すればよい。</p> <p>この記録の作成は、施工した給水装置工事について指名された主任技術者に行わせることになるが、主任技術者の指導・監督のもとで他の従業員が行ってもよい。</p> <p>主任技術者は、上記以外に、個別の給水装置工事ごとに、その調査段階で得られた技術的情報、施工計画の作成に当たって特に留意した点、配管上特に工夫したこと、工事従事者の氏名、工程ごとの構造・材質基準への適合に関して講じた確認・改善作業の概要などを記録に止めておくこと。</p> <p>主任技術者は、給水装置工事を施行する際に生じた技術的な疑問点などについては、それが構造・材質基準に適合させるために解決することが必要な事項ではないとしても、できるだけ早く確認したうえで、工事の技術力の向上に活用していくこと。</p>	<p>ならない。</p> <p>なお、技能を有する者とは、次の条件に該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旧鹿児島市水道局指定工事店規程（昭和 52 年水道局規程第 17 号）の規定により平成 10 年 3 月 31 日に登録されていた配管技術者 (2) 公益財団法人給水工事技術振興財団（以下財団という。）が実施した給水装置工事配管技能者講習の修了者、又は財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の合格者 (3) 財団に設置されている給水装置工事配管技能者認定協議会から給水装置工事配管技能者認定証の交付を受けた者 (4) 社団法人日本水道協会（以下協会という。）が実施する配水管工技能講習の修了者、又は協会の配管技能者名簿に登録されている者 (5) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）が主催する技術講習会の受講修了者 (6) その他管理者が上記と同等又は同等以上の技能を有する者と認めた者 <p>上記配管技能者等の施工範囲は、（表 1 - 1）に示す。</p> <p>5 給水装置工事記録の保存</p> <p>指定給水工事業者は、指定給水工事業者規程 12 条第 6 項に基づき、施行した給水装置工事の施主の氏名又は名称、施工場所、施工年月日、その工事の技術上の管理を行った主任技術者の氏名、竣工図、使用した材料のリストと数量、工程ごとの構造・材質基準への適合性確認の方法及びその結果、竣工検査の結果についての記録を整備し、3 年間保存しなければならない。</p> <p>この記録については特に様式が定められているものではない。従って、管理者に給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することもできる。また、電子記録を活用することもできるので、事務の遂行に最も都合がよい方法で記録を作成して保存すればよい。</p> <p>この記録の作成は、施工した給水装置工事について指名された主任技術者に行わせることになるが、主任技術者の指導・監督のもとで他の従業員が行ってもよい。</p> <p>主任技術者は、上記以外に、個別の給水装置工事ごとに、その調査段階で得られた技術的情報、施工計画の作成に当たって特に留意した点、配管上特に工夫したこと、工事従事者の氏名、工程ごとの構造・材質基準への適合に関して講じた確認・改善作業の概要などを記録に止めておくこと。</p> <p>主任技術者は、給水装置工事を施行する際に生じた技術的な疑問点などについては、それが構造・材質基準に適合させるために解決することが必要な事項ではないとしても、できるだけ早く確認したうえで、工事の技術力の向上に活用していくこと。</p>	<p>第 4 項の追加に伴い、旧第 4 項を第 5 項に繰り下げ</p>

改正前

なし

改正後

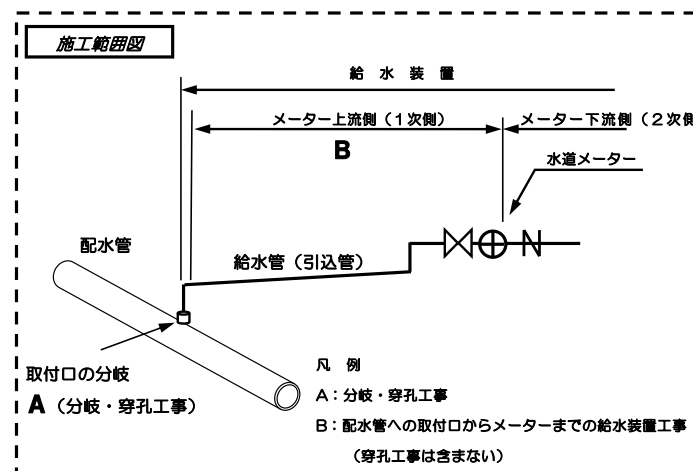
備考

表 1-1 配管技能者等による施工範囲

資格等名称	A : 分岐・穿孔工事				B : 配管工事			
	配水管				給水管			
	鋳鉄管	樹脂管	配ポリ管	鋼管	鋳鉄管	樹脂管	配ポリ管	鋼管
鹿児島市水道局 : 旧配管技術者	○	○	○	○	○	○		○
給水工事技術振興財団 : 配管技能者								
給水装置工事配管技能者講習の修了者 又は給水装置工事配管技能検定会の合格者 給水装置工事配管技能者認定協会の認定者	○	○	○	○		○		○
日本水道協会 : 配水管技能者 配水管工技能講習修了者又は配水管技能者名簿登録者						○		
配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (POLITEC)) : 技術講習会の受講修了者			○				○	

※ その他管理者が上記と同等又は同等以上の技能を有する者と認めた者

- 鋳鉄管 : DIP等
- 樹脂管 : PN, H1VP等
- 配ポリ管 : PEP
- 鋼管 : SVB等



新第4項中の表を5頁の次に(5-1頁)として追加

改正前	改正後	備考